資料３

独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 中期目標・中期計画（案）について

平成１５年９月
先端産業技術研究課
地域研究課

１　趣旨

本年10月１日発足予定の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の中期目標の策定については、「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」（平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定）を踏まえ、また、先般策定された特殊法人等改革推進本部参与会議における「独立行政法人の中期目標等の策定指針」（４月18日）に則り、別紙のとおり中期目標（案）を策定したところであり、今後所要の手続きを経て、中期目標を策定・公表することとしている。

【中期目標の骨格】

・独立行政法人農業技術研究機構の中期目標の改訂の形式（中期目標期間：平成１８年３月末迄）とし、個別業務に関しては各事項を併記する
・的確な中期目標の設定と厳正な評価が重要であることから、設定される中期目標はできるだけ明確かつ具体的な内容とする

２　中期目標等策定スケジュール

５月２０日　第２回農林水産技術会議
　○中期目標策定に当たっての基本的考え方

６月１６日　特殊法人等改革推進本部参与会議ヒアリング

７月２２日　第４回農林水産技術会議
　○中期目標（案）の審議

８月１２日　独立行政法人評価委員会
　○中期目標（案）及び中期計画（案）の事前説明

９月１６日　第５回農林水産技術会議
　○中期目標（案）及び中期計画（案）の報告

９月１７日　独立行政法人評価委員会
　○中期目標（案）及び中期計画（案）の諮問答申

１０月１日　独立行政法人農業･生物系特定産業技術研究機構の発足

独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の業務の内容等について

中期目標期間

年度
１３
１４
１５
10月
１６
１７

(独)農業技術研究機構

農業技術研究業務

農業に関する技術上の試験研究を自ら実施

(独)農業・生物系特定産業技術研究機構(平成15年10月1日)発足
＊業務の性格に応じた法定４勘定(研究機構法第１４条)

民間研究促進業務

民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究に必要な資金の出資及び貸付け

基礎的研究業務

生物系特定産業技術に関する基礎的な試験研究を他に委託して行い、その成果を普及

農業機械化促進業務

農業機械化促進法に基づく業務
・農業機械化促進法第５条の２の基本方針に従った試験研究
・農業機械化促進法第６条から同法第１５条に基づく検査等

財務省評価委員会の対象
(研究機構法第２４条第２項)

独立行政法人通則法第３５条による中期目標終了時の検討
(業務を継続させる必要性、組織のあり方等組織及び業務全般にわたる検討)

次期目標期間

年度
１８～

独立行政法人通則法第三十五条第一項
主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構中期目標イメージ

	農業技術研究業務	民間研究促進業務	基礎的研究業務	農業機械化促進業務
第１　中期目標の期間	共通			
第２　業務運営の効率化に関する事項	共通			
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項〔法定勘定ごとに個別に記述〕	Ⅰ 農業技術研究業務	Ⅱ 民間研究促進業務	Ⅲ 基礎的研究業務	Ⅳ 農業機械化促進業務
Ⅴ　専門研究分野を活かした社会貢献	共通			
Ⅵ　成果の公表と広報	共通			
第４　財務内容の改善に関する事項	共通			
第５　その他業務運営に関する重要事項（人員に関する計画）	共通			

（注）法定勘定ごとの記述内容の概要案については別紙のとおり。

（別紙）

法定勘定ごとの記述内容の概要案

Ⅰ　農業技術研究業務【変更なし】

試験及び研究並びに調査

（水稲等作物研究、野菜、果樹、花き、畜産、地域農業研究（北海道、東北等）等）

Ⅱ　民間研究促進業務【追　加】

１．出資事業

（生物系特定産業技術に関し、基礎、応用研究段階からの試験研究を行う研究開発会社への出資）

２．融資事業

（生物系特定産業技術に関し、応用研究段階からの試験研究を行う民間企業等への融資）

Ⅲ　基礎的研究業務【追　加】

競争的研究資金の供給等による基礎的試験及び研究の推進

（生物系特定産業技術に関する基礎研究や産学官コンソーシアムの形成等を通じた異分野融合型の試験研究、地域資源を活用した試験研究の推進等）

Ⅳ　農業機械化促進業務【追　加】

１．試験及び研究並びに調査

（水稲等土地利用型農業、園芸、畜産用機械及び評価試験技術等の開発改良）

２．農業機械の検査、鑑定等

（農業機械の型式検査及び安全鑑定等の実施）

中期目標、中期計画及び業務方法書等との相互関係

＜具体的な業務の内容＞

中期目標
（通則法第29条）

・主務大臣が定める、独法が達成すべき業務運営に関する目標
・予め独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない

中期計画
（通則法第30条）

・独立行政法人が作成する、中期目標を達成するための計画
・主務大臣は独立行政法人評価委員会意見を予め聴き、認可

＜具体的な業務運営の方法＞

業務方法書
（通則法第28条）

・独法が作成する、具体的な業務実施の方法の要領
・主務大臣は独立行政法人評価委員会意見を予め聴き、認可

＜長期借入金及び償還計画＞

長期借入金
（機構法第16条）

償還計画
（機構法第17条）

・民間研究促進業務における出融資に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることが可能。毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。
・主務大臣は独立行政法人評価委員会意見を予め聴き、認可

注：通則法とは独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）を、通則法とは独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成11年法律第192号）をそれぞれ言う。
国が定めるもの（ ―― ）、法人が定めるもの（ ～～～ ）

農業技術研究業務の概要

1　目的

食料の安定供給確保を図り、農業生産力の向上と農業体質の強化、農業現場の経営革新に資することを目的として、各種農業生産技術の開発の総合的・効果的な推進を図る。

2　業務の概要

(1)　業務の内容

農業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、農業に関する技術の向上に寄与することを目的とし、

ア　農業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。

（複数の専門分野の研究成果を体系化・総合化し、農家の現場に還元できる実用的な技術体系を確立。
（例）＜水稲・麦・大豆の品種改良＞＋＜家畜ふん尿の堆肥製造技術＞＋＜傾斜化ほ場による排水促進技術＞ → これらの技術の体系化・総合化により収益性の高い水田農業の確立）

イ　アに掲げるもののほか、農業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと（農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。）。

（① 農業に関する技術上の試験及び研究
（例）・水稲、小麦、大豆等の品種改良と作物の栽培、品質に関する研究
・果樹、野菜等の品種改良、省力低コスト栽培技術、環境負荷軽減技術等に関する研究
・家畜の育種繁殖、生産管理、飼料作物の育種、動物衛生等に関する研究
・地域に特徴的な自然環境、社会環境に起因する農業技術問題の解決のための専門的研究
② 農業に関する技術上の分析、鑑定及び講習
（例）・果樹、野菜等に含まれる微量栄養素の分析
・農作物の病原菌の種類の同定やＢＳＥ等の病性鑑定）

ウ　家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。

（需要量が少ないこと等から、民間からの供給がない血清類及び薬品の製造及び配布。）

(2)　所在地

茨城県つくば市の主たる事務所（本部）のほか、中央農業総合研究センター、作物研究所、果樹研究所、花き研究所、畜産草地研究所、動物衛生研究所（以上は茨城県つくば市）、野菜茶業研究所（三重県安芸郡安濃町）、北海道農業研究センター（北海道札幌市）、東北農業研究センター（岩手県盛岡市）、近畿中国四国農業研究センター（広島県福山市）及び九州沖縄農業研究センター（熊本県菊池郡西合志町）計１１の研究所が置かれている。

(3)　資本金

２，３８５億円

(4)　平成１５年度予算額（当初）　３９，０４７百万円

民間研究促進業務の概要

1　目的

２１世紀の地球規模で直面する①食料不足、②地球温暖化・環境破壊、③資源エネルギーの不足等の諸問題の解決に資するため、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付け等を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資する。

2　事業の内容

(1) 事業のしくみ

①出資事業　企業等が新たに設立する生物系特定産業技術に係る研究開発会社に対して出資

②融資事業　企業等における生物系特定産業技術に関する試験研究について融資

(2) 事業の種類

①出資事業　基礎又は応用段階から始まる試験研究を行う研究開発会社に対して出資を行う。

②融資事業　主として応用研究段階から実施する試験研究について成功度に応じて金利又は貸付元本の一部を軽減する融資を行う。

③その他の事業　民間の研究開発を支援するための共同研究等のあっせん、情報の収集・整理・提供等を実施する。

(3) 実施方法

学識経験者等からなる外部評価委員により採択課題を選定

(4) 事業の財源

出資事業　：出資金

融資事業　：借入金、出資金

3　平成１５年度予算額（当初）：１，５００百万円

出資事業の仕組み　（参考）

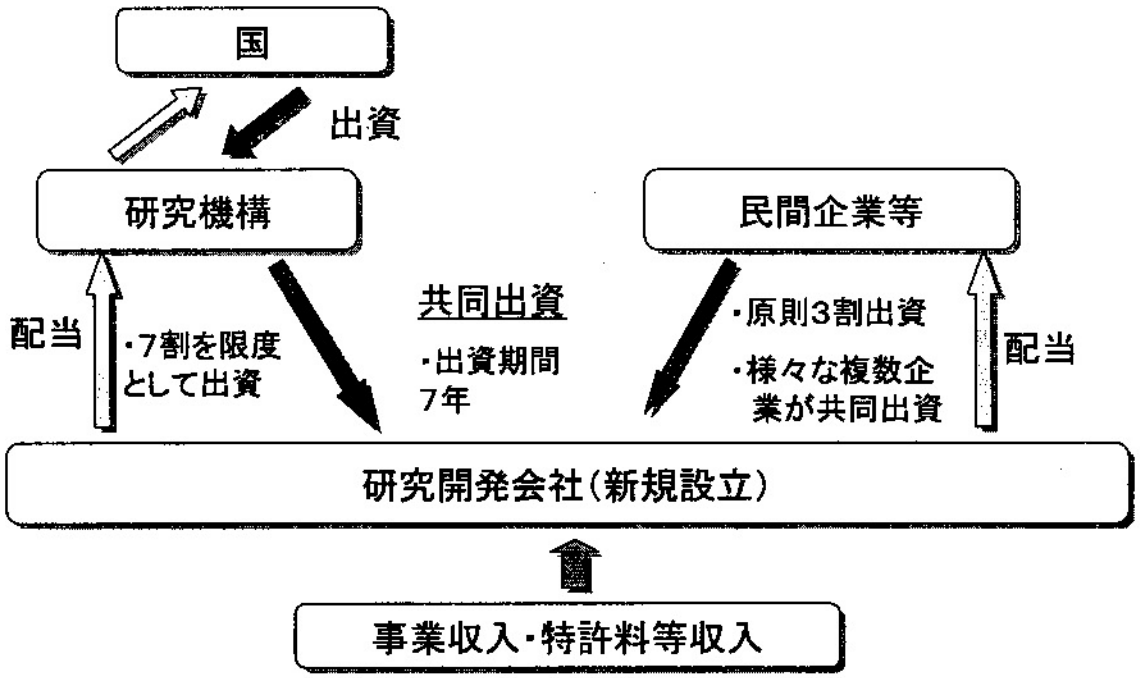

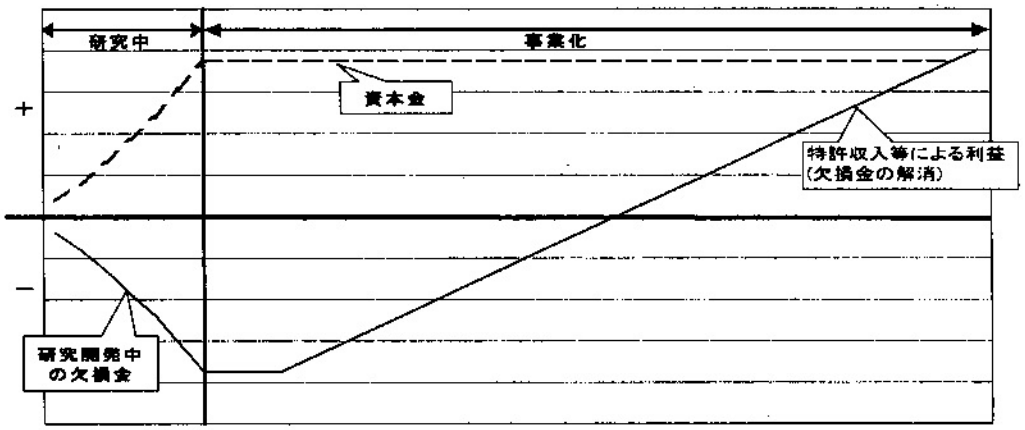

[制度のしくみ]

① 研究機構が出資する研究開発は、生物系特定産業技術に関する基礎段階からの研究のため、研究成果が出るまで長期間を要す。

② 研究機構等からの研究開発会社への出資金（株式の取得）は、研究費として費消されるため、研究開発期間中は欠損金が累積する。

③ 研究開発終了後、研究成果の実用化による特許収入、製品販売収入等により欠損金を長期的に解消していく。

融資事業の仕組み

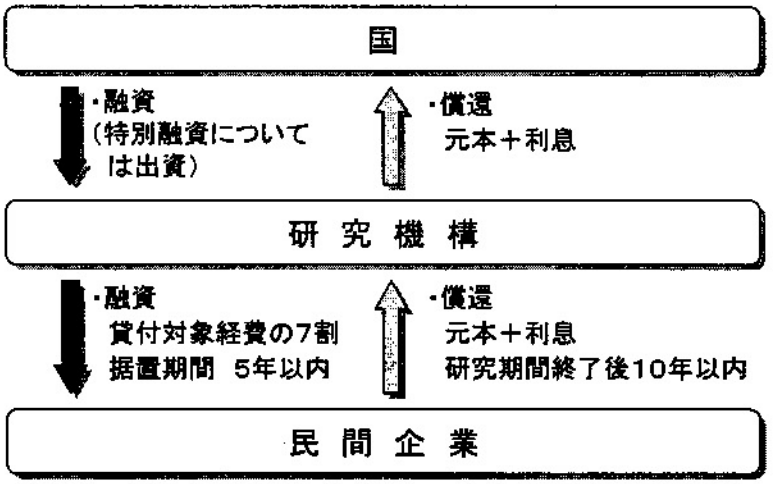

[制度の仕組み]

①一般融資

○研究の成功度に応じて1，0．75．0．5，0．25，0の5段階で利息を減免。

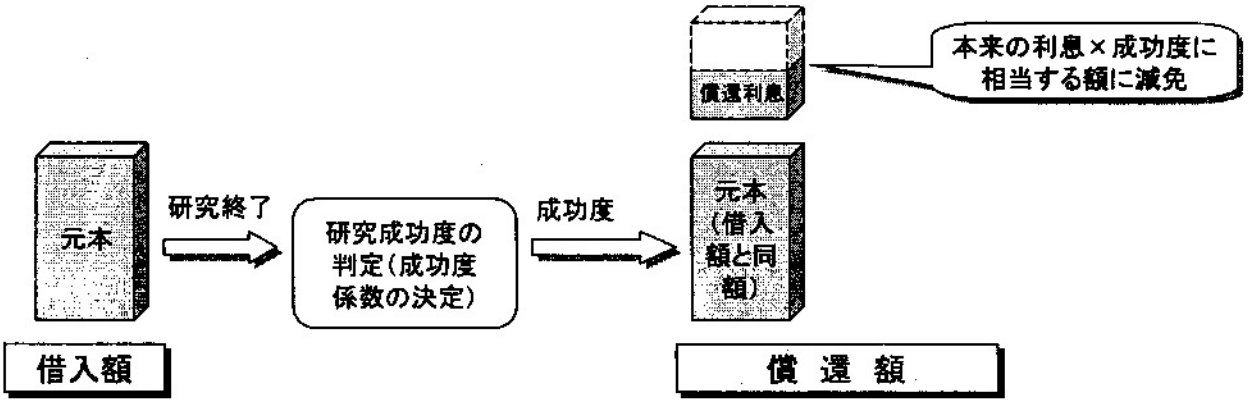

②特別融資

○対象は資本金10億円未満の研究開発 型企業で事業化が見込まれるもの。

○研究の成功度に応じて元本を減免（最大50%まで一般融資と同じ5段階で減免）。

○事業化した際は、別途、事業の寄与度に応じて売上納付金を納入。

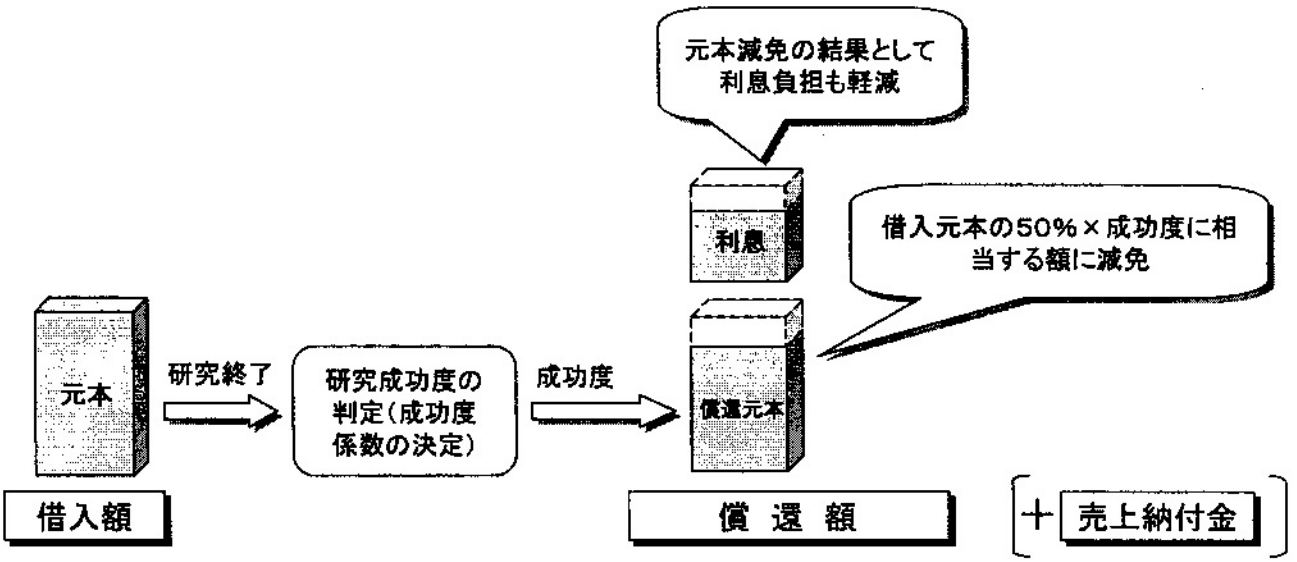

基礎的研究業務の概要

1　目的

２１世紀の地球規模で直面する①食料不足、②地球温暖化・環境破壊、③資源エネルギーの不足等の諸問題の解決に資するため、生物機能を高度に活用した独創的な研究課題を産学官の連携により研究開発を実施し、農林水産・食品産業の活性化、新産業の創出を図る。

2　事業の内容

(1) 事業のしくみ
大学、独立行政法人、公設試験研究機関等の研究者からの提案公募方式

(2) 事業の種類
① 生物機能を高度に活用した独創的な基礎的研究
② 地域の産学官が研究共同体を形成し、推進する新産業創出につながる応用・実用化研究

(3) 実施方法
学識経験者等からなる外部評価委員により採択課題を選定

(4) 事業の財源
１３年度まで　　：出資金、補助金
１４～１５年度９月まで：補助金
１５年度１０月以降　　：運営費交付金

3　平成１５年度予算額（当初）：６，３３８百万円

農業機械化促進業務の概要

1　目的

更なる国際化に対応した一層のコスト低減、安全・安心で高品質な農畜産物の安定供給、環境負荷の低減等の農政課題に応じた高性能な農業機械の開発改良を実施するとともに、農業機械の性能や安全性の観点から、改良普及の指針となるデータを提供する検査・鑑定を実施することにより、農業の機械化を促進し、農業生産力の増進と農業経営の改善を図る。

2　事業の内容

(1) 事業のしくみ

① 農業機械の開発改良

農業機械化促進法に基づき農林水産大臣が定める基本方針（「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」）等に即して実施

② 農業機械の検査・鑑定

農業機械化促進法に基づき農林水産大臣が定める機種等について実施

(2) 事業の種類

① 農業機械の開発改良

画期的な省力化、生産管理の高度化、資源の有効利用等農業経営の革新を可能とする農業機械の研究開発

② 農業機械の検査・鑑定

農業機械の性能、耐久性、安全性及び操作性等を評価・判定する検査・鑑定

(3) 実施方法

① 農業機械の開発改良

農政課題に即して、研究機構が自らが行う試験研究、民間メーカー等との共同研究等を実施

② 農業機械の検査・鑑定

民間メーカーの依頼により、我が国唯一の検査機関である研究機構が検査・鑑定等を実施

(4) 事業の財源

１３年度まで　　：補助金、出資金
１４～１５年度９月まで：補助金
１５年度１０月以降　　：運営費交付金、補助金

3　平成１５年度予算額（当初）：２，５２６百万円